

# 規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第三十二号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

### 別表第二中

別表第二中		2 級
3,500	6,200	円
3,700	6,300	2,500
3,900	6,400	2,600
4,100	6,500	2,800
4,300	6,600	2,900
4,500	6,700	3,000
4,800	6,800	3,200
4,900	6,900	3,300
5,100	6,900	3,500
5,300	6,900	3,700
5,400	7,000	3,800
5,500	7,100	4,100
5,600	7,100	4,300
5,800	7,200	4,500
5,900	7,200	4,800
6,100	7,200	4,900
6,200		5,100
6,300	3,800	5,300
6,400		5,400
6,500		5,500
6,600		5,600
6,700		5,800
6,800		5,900
6,900		6,100
6,900		円
6,900		2,500
7,000		2,600
7,100		2,800
7,200		2,900
7,200		3,000
7,200		3,200
7,200		3,300

3,800

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。